

消費者被害注意報

突然訪問・電話してきた業者は 家にいれない!安易に点検させない!



高齢者をねらった悪質な訪問販売や訪問買取などのトラブルの相談が多く寄せられています。

事例

給湯器の点検商法 「契約中のガス会社から依頼された。給湯器の無料点検に行く」と電話があり、了承した。来訪した業者から、「このままでは壊れる」「ガス漏れの危険がある」と不安を煽られ、高額な交換工事の契約をしてしまった。後日、契約中のガス会社に問い合わせると「全く関係のない業者だ」と言われ、給湯器は故障もなく交換の必要はなかった。

屋根の点検商法 突然業者がやってきて「近所で工事をしていたらお宅の屋根瓦が破損しているのが見えた。無料で点検する」と言われ依頼した。点検後、「このままだと雨漏りする。今日契約すれば特別に割引できる」と言われ、高額な屋根修理の契約してしまった。

訪問買取 「いらぬ衣類を買い取ります」と電話があり、訪問を了承した。衣類を見せたが、「貴金属はないか」「査定だけでも」としつこく聞かれ、指輪などを見せたところ、強引に買い取られてしまった。

不用品の処分で高額請求

「無料で不用品を引き取ります」のチラシを見て依頼。不用品を回収後に、「回収は無料だが、運搬費やリサイクル料金がかかる」と言われ、高額な料金を請求された。

年末の大掃除・引っ越し・自宅整理等で気を付けたい!

消費者トラブル防止のために

- 業者が突然来た場合は、**ドアを開けずインターホン越しに対応しましょう。**
- 電話や訪問で点検を持ち掛ける業者には**安易に点検させないようにしましょう。**
- その場では契約せず、複数社から見積もりを取り、十分に比較・検討したうえで契約しましょう。

家族構成やお金に関する話を聞かれても話さないようにしましょう。



悪質商法
ひっかからん蔵

- 買取業者から電話がかかってきても、**安易に訪問を承諾しないようにしましょう。**
- 訪問を承諾する場合は、一人では対応しないようにしましょう。
- 買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、**きっぱり断りましょう。**
- 不用品は市のごみの排出ルールを確認して、正しい方法で処分しましょう。
- 作業前に、見積もりや契約書などの書面の提示を求めるようにしましょう。

契約について不安に思ったり困ったりしたときは、消費生活センターに相談しましょう。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く